

「宅地造成及び特定盛土等規制法」
（盛土規制法）の規定に基づく

宅地造成等に関する工事の許可

申請の手引き

令和8年1月
世田谷区

本手引きについて

本手引きは、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可申請等を行う際に参照するためのものである。手続きにあたり、合わせて「盛土規制法の規定に基づく宅地造成等に関する審査基準」及び「宅地造成等に関する工事の許可手続き様式」を確認すること。

都市計画法第29条に基づく開発許可の取得に伴う盛土規制法第15条第2項によるみなし許可に該当する工事については、「都市計画法」の規定に基づく開発行為許可申請の手引き」を確認すること。

この手引きでの用語の定義は、以下のとおりとする。

宅地造成及び特定盛土等規制法	：	法
宅地造成及び特定盛土等規制法施行令	：	令
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則	：	規則
宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例	：	都条例
宅造造成及び特定盛土等規制法施行細則	：	都細則
世田谷区宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則	：	区細則

1 盛土規制法許可申請等の書類作成について

許可・届出申請添付書類及び図面は紙製のファイルに綴じこみ、表紙と背表紙に申請地・申請者名を記載すること。図面は、原則A3版で作成の上、A4版に折りたたんで、提出すること。申請書の後に目録をつけ、書類名・図面名を記載したインデックスを貼り付けること。正副提出が必要な場合は正本に原本を、副本は写しでも可とする。図面・計算書には、作成日を記載すること。

※押印欄の廃止について

令和3年2月より、許可手続き等の際の押印欄が廃止されているが、押印が不要になったのみで、意思確認は引き続き必要であることに変わりはないため、手続きをすすめる際は、関係者に内容をよく説明し、意思確認すること。

2 許可申請（正本1部、副本1部）

表1は共通事項とし、宅地造成、特定盛土等の許可については表2を、土石の堆積については表3を確認の上、それぞれ該当するものを添付すること。

表1 盛土規制法許可申請提出書類（共通）

番号	書類名	内容	備考
1	「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書」 （様式第二・手続き様式P2）		・面積は実測値を記入 ・申請者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名のほか、当該法人の役員本人の住所も合わせて記入 ・盛土又は切土の高さは、それぞれ最大値を記入 ・「谷埋め盛土」とは、谷や沢を埋め立てて行う盛土をいう 「平地盛土」とは、勾配1/10以下の平坦地で行う盛土で谷埋め盛土に該当しないものをいう 「腹付け盛土」とは、勾配1/10超の傾斜地盤で行う盛土で谷埋め盛土に該当しないものをいう ・工事の概要の擁壁欄は、義務擁壁のみを記載
2-1	委任状 （参考様式・手続き様式P6）		・代理人に手続きを委任する場合に必要 ・行政書士法において、行政書士又

			は行政書士法人でないものが、業として官公署に提出する書類を作成する業務を行うことは禁止されている（他の法律に別段の定めがある場合を除く（建築士等））
2-2	本人確認書類 （押印廃止による本人の意思確認）	・ 個人の場合：個人番号カード写し、運転免許証写し、運転経歴証明書の写し、印鑑登録証明書等のいずれか ・ 法人の場合：法人の印鑑登録証明書	・ 申請日に有効なもの（印鑑登録証明書、法人代表者を確認できる履歴事項証明書は発行から3カ月以内のもの）で記載内容に変更がないものを添付 ・ 法人の場合は、法人代表者を確認できる履歴事項証明書及び<u>代表者個人の</u>「個人番号カード写し・運転免許証写し・運転経歴証明書の写し・印鑑登録証明書等のいずれか」でも可
2-3	資金計画書 （様式第三・手続き様式 □P7-8、□P9-10）	・ 収支計画の概算 ・ 年度別資金計画 ・ 工事見積書 ・ 預金残高証明等	・ 借入金を予定している場合は、融資証明書等 ・ 建築工事を並行して行う場合は、工事完了までにかかる費用を計上すること ・ 収支計画の各項目については、見積書の項目と対比がわかるものを添付
2-4	申請者の資力及び信用に関する書類 （参考様式・手続き様式P13）	・ 個人の場合： 住民票及び住民税納税証明書 ・ 法人の場合： 履歴事項証明書、<u>代表者個人の</u>「個人番号カード写し・運転免許証写し・運転経歴証明書の写し・印鑑登録証明書・住民票の写し等のいずれかであって、氏名・生年月日・住所を証する書類」、事業経歴書、法人税納税証	・ 発行から3ヶ月以内のもの ・ 申請受付時に記載内容が変更されていないもの ・ 法人の場合は、（2-2）と兼ねても可 ・ 法人代表者を確認できる履歴事項証明書と法人の印鑑登録証明書で、代表者の氏名・生年月日・住所を確認できる場合は、法人の印鑑登録証明書でも可。 ・ 納税証明書は最新のものを添付

		明書（その1、その2）、財務諸表等 ・暴力団員等に該当しない旨の誓約書	
2-5	工事施行者の能力に関する書類	・法人の履歴事項証明書 ・事業経歴書 ・建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書 ・工事を指導・監督する技術者の経歴書 ・当該工事に係る見積書	・施行者の能力の確認に伴う必要書類について、審査基準P18を確認し、必要な書類を添付すること
3	土地登記事項証明書	・申請区域内 ・隣接地（同意が必要な場合）	・発行から3ヶ月以内のもの ・申請受付時の権利関係が記載されているもの ・全部事項証明書（登記情報提供サービスで出力したものは不可）
4	公共施設管理者と協議した旨の書面	・排水端末接続許可 ・公共用地の造成 ・占用許可等	・区域外であっても本行為の実施に伴って変更、廃止等が生じる公共施設を含む
5-1	関係権利者の同意を証する書類 （参考様式・手続き様式P11-12）	・土地所有者 ・工作物所有者 等	・公図、土地登記事項証明書から権利者を確認できること ・権利者について、審査基準P18参照 ・すべての権利者から同意を得ること（土地の所有権については、申請書と同一である場合は不要）
5-2	本人確認書類 (5-1)に係わるもの	(2-2)と同じ	(2-2)と同じ
6-1	隣接地土地所有者・建物所有者の同意を証する書類 （参考様式・手続き様式P11）	・隣地境界部分に地上高（見え高）の20%以上の離隔を確保せずに地上高（見え高）3mを超える擁壁を設置する場合	
6-2	本人確認書類 (6-1)に係わるもの	(2-2)と同じ	(2-2)と同じ

7	設計者の資格に関する 申告書 (参考様式・手続き様 式P14)	・地上高(見え高)5 mを超える擁壁の設 置または造成面積が 1500㎡を超える土 地に排水施設を設置 する場合	・実務経歴書、卒業証明書、宅地造 成技術講習会修了証書(写)等を 合わせて添付すること
8	承認工事許可書	・道路、水路内等で工 事を行う場合	
9	周知措置報告書 (参考様式・手続き様 式P1)	・説明会資料 ・掲示物 ・webページの写し等	・説明会の周知範囲及び書面の配布 範囲については、造成を行う敷地に 接する周辺地域住民を対象とする ・周知方法により、添付書類も合わ せて提出すること (審査基準P17-18参照)
10	その他、区長が必要と 認めた書類		

表2 宅地造成工事、特定盛土等許可提出図面等

番号	図面名・縮尺 計算書	明示すべき事項	備考
1	位置図 1/2,000程度	・方位 ・申請区域(着色) ・道路、水路、河川等 ・都市計画施設 ・目標物	
2	公図の写し	・申請区域(着色) (筆境と区域境を判 別できるよう着色)	・申請受付直前のものを添付 ・申請区域に接する敷地を含むもの ・地番表
3	現況図・地形図 1/500以上	・方位 ・申請区域(着色) ・道路、水路等色塗り ・既存建物、擁壁等 ・等高線 ・現況地盤高 ・申請区域の求積表	・申請区域の考え方については審査 基準P19を参照すること。 ・区域内だけでなく隣接地の状況も 記載すること ・土地の境界線と申請区域の位置を 明確にすること
4	求積図	・申請区域(着色) ・切土、盛土、切盛土 部分を表示	・造成面積、切土、盛土、切盛土部 分の求積図を添付

		・土量計算	
5	土地の平面図 1/500以上	・方位 ・申請区域（着色） ・現況地盤高 ・計画地盤高 ・切土、盛土部分を表示 ・擁壁（義務・任意の別を記載） ・法面、崖の表示・勾配、崖面崩壊防止施設、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めの位置、材料の種類 ・排水施設 ・道路、水路等 ・断面図作成箇所	・切土部を黄色、盛土部を赤色で着色 ・擁壁の構造、地上高（見え高）、延長、義務・任意擁壁の明示 ・法面処理箇所の位置、勾配、保護方法の明示 ・道路区域、水路区域、二項道路のセットバックの明示 ・建築物の一部が擁壁を兼ねる計画の場合は、建築物の平面図 ・擁壁に折れ点がある場合は、その角度 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すこと ・建築計画がある場合は、別途土地利用計画図又は配置図を合わせて提出すること
6	土地の断面図 1/500以上	・申請区域（着色） ・現況地盤高 ・計画地盤高 ・切土、盛土、切盛土部分を表示 ・擁壁（義務・任意の別を記載） ・法面、がけの表示・勾配 ・排水施設	・地盤高は隣接地の状況も含めて明示 ・切土部を黄色、盛土部を赤色で着色 ・擁壁の構造、高さ ・二段擁壁の場合は、安全性を示す根拠を記載 ・法面、がけの勾配、高さ ・擁壁と逆側に雨水を集水 ・建築物の一部が擁壁を兼ねる計画の場合は、建築物の断面図
7-1	排水施設の平面図 1/500以上	・方位 ・申請区域（着色） ・集水区域 ・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配 ・人孔、マス ・流下方向 ・吐口の位置及び放流	・放流許可量より計画流出量が多い場合は調整池、吸込槽を設置 ・申請区域以外からの流入水の処理に注意 ・流出係数の取り方に注意 ・管渠の内径は20cm 以上 ・地表水の流下方向はがけと反対方向とする ・マスの泥溜めは15cm 以上

		先の名称	とする
7-2	排水計算書	・計画流出量 ・流出係数 ・流速、流量	・計画流出量算定式等については、開発許可審査基準P68-71参照
8	崖の断面図 1/50以上	・申請区域（着色） ・土質、勾配 ・保護の方法 ・崖の高さ ・現況地盤高 ・計画地盤高 ・崖面の保護の方法	・タイプ毎に断面図を作成 ・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は省略可能 ・長大法の場合は別基準による
9-1	擁壁の断面図 1/50以上	・申請区域（着色） ・擁壁の寸法及び勾配 ・擁壁の前面及び背面土の地盤面の高さ ・根入れ深さ ・水抜穴 ・透水層の位置及び寸法 ・土質（背面土・底版下部） ・支持地盤説明 ・基礎杭、地盤改良の有無 ・配筋図 ・積載荷重 ・使用する鉄筋の強度種別 ・コンクリート設計基準強度 ・継手長さ明記	・構造別、タイプ毎に作成（申請書と照合できるように番号を付すこと） ・鉄筋中心からの配置寸法を明記 ・最外縁の鉄筋からのかぶり厚さを明記 ・定着長さ、継手長さを明記 ・直接基礎の場合は、必要地耐力記載 ・地耐力確認方法記載 ・杭基礎の場合は、底版への杭ののみ込み寸法明記
9-2	擁壁の展開図・背面図 1/50以上	・形状 ・高さ ・地盤高 （現況及び計画） ・延長 ・伸縮目地 ・水抜穴 ・透水層	・擁壁全体の形状寸法等を明示 ・伸縮目地は20m以内 ・全面に透水層を設ける
9-3	杭・地盤改良平面図	・配置寸法	
9-4	杭・地盤改良断面図	・深さ方向寸法 ・ボーリングデータと	・擁壁底板部（杭頭部）、支持部等各部分の計画レベルを記載するこ

		の重ね図 - 杭仕様（名称、厚み、継手位置・仕様・検査方法、支持層への貫入量等） - 地盤改良仕様（名称、配合量、設計基準強度、施工方法等）	と
10-1	擁壁の構造計算書 (S I 単位による)	- 設計方針 - 設計条件 - 転倒、滑動、沈下に対する検討 - 断面力に対する検討	認定品を使用する場合は、認定書と別添、設計資料の写し一式添付
10-2	地盤調査報告書	一式	敷地内で行ったもの
10-3	杭・地盤改良計算書 (S I 単位による)	上部構造部の荷重を適切に反映したもの	認定品を使用する場合は、認定書と別添、設計資料の写し一式添付
11	斜面の安定計算書	- 設計条件 - 土質、土圧、水位 - 斜面先、斜面、底部崩壊の検討	がけ面を擁壁で覆わない場合に必要
12	崖面崩壊防止施設の断面図 1/500以上	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	
13	崖面崩壊防止施設の背面図 1/500以上	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	
14	現況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	
15	その他、区長が必要と	官民境界確定図（道	国、東京都、世田谷区等が証明し

	認めた書類	路・水路敷等)	たもの
16	盛土規制法調書 (手続き様式P38参照)	・公図写し ・地形図、土地の平面図、土地の断面図、排水施設の平面図、崖の断面図、擁壁の断面図、擁壁の背面図、崖面崩壊増資施設の断面図、崖面崩壊防止施設の背面図 ・調書	・A1サイズ、モノクロで作成 ・許可時、完了時に提出

表3 土石の堆積許可提出図面等

番号	図面名・縮尺 計算書	明示すべき事項	備考
1	位置図 1/2,000程度	・方位 ・申請区域（着色） ・道路、水路、河川等 ・都市計画施設 ・目標物	
2	公図の写し	・申請区域（着色） (筆境と区域境を判別できるよう着色)	・申請受付直前のものを添付 ・申請区域に接する敷地を含むもの
3	現況図・地形図 1/500以上	・方位 ・土地の境界線および申請区域（着色） ・道路、水路等色塗り ・既存建物、擁壁等 ・等高線 ・現況地盤高 ・申請区域の求積表	・区域内だけでなく隣接地の状況も記載すること ・等高線は、2mの標高差を示すものとする
4	求積図	・申請区域（着色） ・土石を堆積する部分を表示 ・土量計算	・区域及び土石を堆積する部分の求積図を添付
5	土地の平面図 1/500以上	・方位 ・土地の境界線および	・切土部を黄色、盛土部を赤色で着色

		申請区域（着色） ・現況地盤高 ・計画地盤高 ・切土、盛土部分を表示 ・土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び内容 ・空地の位置 ・柵等の位置 ・排水施設（側溝等） ・土砂の流出防止措置 ・道路、水路等 ・断面図作成箇所	・法面処理箇所の位置、勾配、保護方法の明示 ・道路区域、水路区域、二項道路のセッバックの明示 ・崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すこと
6	土地の断面図 1/500以上	・申請区域（着色） ・現況地盤高 ・土石を堆積する高さ	
7	土石の崩壊防止措置の設計書	・構台の設計書 ・周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画	
8	土砂流出防止措置の設計書	・鋼矢板の設計書	
9	現況写真	・土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	
10	その他、区長が必要と認めた書類	・官民境界確定図（道路・水路敷等）	・国、東京都、世田谷区等が証明したもの
11	盛土規制法調書	・位置図(案内図) ・公図写し ・地形図、土地の平面図、土地の断面図 ・調書	・A1サイズ、モノクロで作成。 ・許可時、完了時に提出

3 申請の取下届（正本1部）

許可申請の受付後、許可までに計画を取りやめる場合は、「宅地造成等に関する申請の取下届」（第11号様式・手続き様式P30）を提出すること。

4 工程表の提出（正本１部）

盛土規制法第１８条第１項により、同法施行令第２４条による特定工程を含む工事をする場合は、**中間検査が必要**となる。

許可時に、都条例第４条第２項による通知をするため、すみやかに同条第３項により工事の工程を報告すること。（※手続き様式 Ｐ１５参考様式）

都条例第４条第１項により、以下の工程が特定工程として追加されている。盛土規制法第１８条第３項により、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、**特定工程後の工程の工事をする事ができない。**

特定工程を２以上の工程（工区）に分けて施工する場合は、同条第４項により工程（工区）を指定し、同条第５項により通知する場合があるが、原則として、全ての特定工程の各工程（工区）が中間検査の対象となる。

表４ 特定工程一覧

		特定工程	特定工程後の工程
施行令		盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事
条例	一	盛土をする前の地盤に対して段切りを行う工事	盛土をする工事
	二	擁壁の設置のための根切りを行う工事	擁壁を設置する工事
	三	擁壁の基礎地盤の改良を行う工事	擁壁を設置する工事
	四	擁壁の基礎ぐいの打込みを行う工事	擁壁を設置する工事
	五	擁壁（鉄筋コンクリート造のものに限る。）の鉄筋の組立てを行う工事	コンクリートを打設する工事
	六	擁壁の根入れ部分（練積み造のものに限る。）を築造する工事	擁壁の地表面を超える高さの部分築造する工事
	七	盛土の内部に排水施設を設置する工事	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事
	八	盛土の内部に透水層を設ける工事	透水層の上面に盛土をする工事

5 工事着手届（正本１部）

工事に着手したときは、速やかに「工事着手届」（第４号様式・手続き様式 Ｐ１６）と工程表を提出すること。また、現地の見やすい場所（造成地の出入り口等、大規模な造成地の場合は、複数箇所に設置）に「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識」（様式第二十三・手続き様式 Ｐ１７）または「土石の堆積に関する工事の標識」（様式第二十四・手続き様式 Ｐ１８）を設置したことを確認できる写真（近景、遠景）を添付すること。見取図欄には、造成計画または土石の堆積計画がわかる図面を張り付けること。欄が小さい場合は、規定の標識の大きさ以上に拡大しても可。

6 中間検査申請（正本 1 部）

特定工程に係る工事を完了した日から4日以内に中間検査の申請を行うこと。

中間検査・特定工程フロー

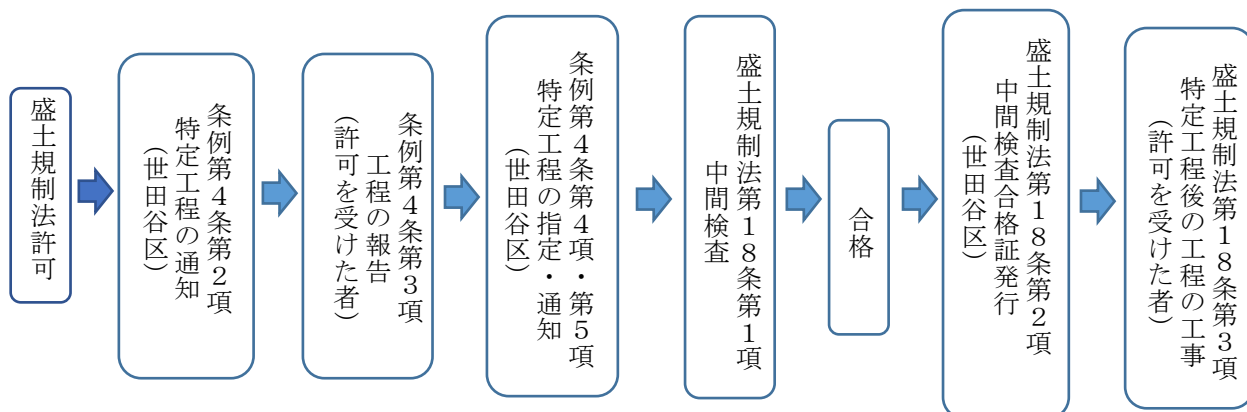


表5 中間検査申請提出書類

番号	書類名・図面	内容	備考
1	「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書」 (様式第十三・手続き様式P25)		
2	平面図		- 工事の内容を明示した平面図を添付 - 検査対象となる部分を明記
3	写真		

7 定期報告（正本 1 部）

盛土規制法施行令第23条による規模の工事については、許可を受けた日から工事が完了するまでの間、3カ月ごとに工事の状況を報告すること。

表6 定期報告提出書類

番号	書類名・図面	内容	備考
1	「定期報告書」 (第9号様式・手続き様式P26)		
2	現況写真		工事（造成及び擁壁等の施工状況）を行っている土地及びその付近の状況が分かるもの

8 変更許可申請（正本 1 部、副本 1 部）

計画が変更となる場合は、事前に相談の上（「計画変更に関する事前協議書」（参考様式・手続き様式 P19））、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書」（様式第七・手続き様式 P20-21）または「土石の堆積に関する工事の変更許可申請書」（様式第八・手続き様式 P22-23）を提出すること。

（当初計画と同一性を失うような大幅な設計変更の場合は、変更許可申請ではなく、工事廃止届を提出の上、再度許可申請が必要となります。）

表7 変更許可申請添付書類等

番号	書類・図面名	内容・明示すべき事項	備考
1	「宅地造成に関する工事の変更許可申請書」（第4号様式・手続き様式P16）	・申請日、許可番号等	・許可申請に準じる
2	変更理由書	・変更項目、項目ごとの変更理由	・変更内容、理由等を項目ごとに具体的に説明すること
3	位置図		・許可申請時に添付したもの
4	変更許可に関連する図面・計算書等	・変更にかかわるもの ・変更前後を添付	・変更箇所が分かるよう着色 ・公共施設管理者の変更に関する同意添付 ・図面作成日を記載
5	盛土規制法調書	・公図写し ・地形図、土地の平面図、土地の断面図、排水施設の平面図、崖の断面図、擁壁の断面図、擁壁の背面図、崖面崩壊増資施設の断面図、崖面崩壊防止施設の背面図 ・調書	・A1サイズ、モノクロで作成

9 軽微変更届（正本 1 部）

工事主、設計者又は工事施行者の氏名・名称・住所の変更、工事の着手予定年月日または工事の完了予定年月日の変更に限る（土石の堆積については、当初許可の工事予定期間を超えないものに限る。）。

表8 軽微変更届提出書類

番号	書類・図面名	内容・明示すべき事項	備考
1	「宅地造成等に関する軽微変更届」（第8号様式・手続き様式P24）	・申請日、変更内容、許可番号等	・変更した時は、遅滞なく提出

10 地位の承継届（正本 1 部）

地位の承継届は、相続や合併等による承継に限る。地位を承継したときは、速やかに届け出ること。許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した場合、相続や合併等で設立する法人等とは異なり、改めて工事の許可を得ること。

表9 地位の承継届提出書類

番号	書類・図面名	内容・明示すべき事項	備考
1	宅地造成等に関する地位の承継届（第10号様式・手続き様式P29）	・遺産分割協議書、登記事項証明書等、承継したことを証する書類を添付。	・地位を承継したときは遅滞なく提出 ・承継の理由（相続、合併その他）は具体的に記入
2	盛土規制法調書	・位置図(案内図) ・公図写し ・地形図、土地の平面図、土地の断面図、排水施設の平面図、崖の断面図、擁壁の断面図、擁壁の背面図、崖面崩壊増資施設の断面図、崖面崩壊防止施設の背面図 ・調書	・A1サイズ、モノクロで作成

1 1 工事の廃止届（正本 1 部）

許可を受けた宅地造成等の工事をやめる場合は、事前に相談の上、「宅地造成等に関する工事の廃止届」（第 1 2 号様式・手続き様式 P 3 0）を提出すること。廃止届には、申請区域の現状が分かる写真も合わせて添付すること。

1 2 完了検査申請（正本 1 部）

工事が完了した場合は、工事を完了した日から**4日以内**に「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書」（様式第九・手続き様式 P 2 7）を提出し、完了検査を受けること。完了検査申請書には、工事記録写真と使用した材料の強度を確認できる書類を添付すること。

表 1 0 完了検査申請提出書類

番号	書類・図面名	内容・明示すべき事項	備考
1	「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書」 （様式第九・手続き様式 P 2 7）		・工事完了後に提出 ・担当者と完了検査日を事前に調整すること
2	位置図		・許可申請時に添付したもの
3	宅地の平面図・断面図		
4	工事に使用した材料を確認できるもの		・擁壁がある場合
5	工事記録写真		
6	盛土規制法調書	・位置図(案内図) ・公図写し ・地形図、土地の平面図、土地の断面図、排水施設の平面図、崖の断面図、擁壁の断面図、擁壁の背面図、崖面崩壊増資施設の断面図、崖面崩壊防止施設の背面図 ・調書	・A 1 サイズ、モノクロで作成

1 3 土石の堆積に関する工事の確認（正本 1 部）

工事が完了した場合は、「土石の堆積に関する工事の確認申請書」（様式第十一・手続き様式P28）を工事完了から4日以内提出し、完了確認を受けること。完了確認には、工事記録写真を添付すること。

表1 1 土石の堆積に関する工事の確認申請提出書類

番号	書類・図面名	内容・明示すべき事項	備考
1	「土石の堆積に関する工事の確認申請書」 （P28様式第十一・手続き様式）		・工事完了後に提出 ・担当者と完了検査日を事前に調整すること
2	位置図		・許可申請時に添付したもの
3	土地の平面図・断面図		
4	除却写真		

1 4 土石の堆積に関する工事の届出（正本 1 部）

令和6年7月31日時点で、盛土規制法許可が必要な工事が行われている場合は、盛土規制法第21条第1項により届出が必要です。区域指定から21日以内に届け出ること。

表1 2 土石の堆積に関する工事の届出提出書類

番号	書類・図面名	内容・明示すべき事項	備考
1	「土石の堆積に関する工事の届出書」 （様式第十六・手続き様式P33）		
2	位置図	・方位 ・申請区域（着色） ・道路、水路、河川等 ・都市計画施設 ・目標物	
3	地形図	・方位 ・申請区域（着色） ・道路、水路等色塗り ・等高線 ・現況地盤高	
4	土地の平面図	・方位	

		・申請区域（着色） ・現況地盤高 ・計画地盤高 ・作業構台等 ・空地の位置 ・柵等の位置 ・側溝等 ・土砂の流出防止措置	
5	写真		・土石の堆積をしている土地及びその付近の状況がわかるもの

15 擁壁等に関する工事の届出（正本 1 部）

盛土規制法第21条第3項により、既存擁壁等の全部または一部の除却（造り替え等を含む）を行う場合は工事着手の14日前に届け出ること。

表13 擁壁等に関する工事の届出提出書類

番号	書類・図面名	内容・明示すべき事項	備考
1	「擁壁等に関する工事の届出」 （様式第十七・手続き様式P34）		
2	位置図	・方位 ・申請区域（着色） ・道路、水路、河川等 ・都市計画施設 ・目標物	
3	現況図		
4	土地利用計画図	・方位 ・申請区域（着色） ・現況地盤高 ・計画地盤高 ・切土、盛土部分を表示 ・擁壁（義務・任意の別を記載） ・法面、崖の表示・勾配、崖面崩壊防止施設、地滑り抑止ぐい	

		又はグラウンドアンカーその他の土留めの位置 ・排水施設 ・道路、水路等 ・断面図作成箇所	
5	写真		

16 公共施設用地の転用の届出（正本 1 部）

表 14 公共施設用地の転用届出提出書類

番号	書類・図面名	内容・明示すべき事項	備考
1	「公共施設用地の転用の届出書」 （様式第十八・手続き様式P35）		
2	位置図	・方位 ・申請区域（着色） ・道路、水路、河川等 ・都市計画施設 ・目標物	
3	地形図	・方位 ・申請区域（着色） ・道路、水路等色塗り ・既存建物、擁壁等 ・等高線 ・現況地盤高	
4	土地の平面図	・方位 ・申請区域（着色） ・現況地盤高 ・計画地盤高 ・排水施設 ・道路、水路等 ・断面図作成箇所	
5	写真		・転用する土地及びその付近の状況がわかるもの

盛土規制法許可申請図書目次（書類）

書類番号	書 類 名	摘 要
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	
2-1	委任状	
2-2	本人確認書類	
2-3	資金計画書	
2-4	申請者の資力及び信用に関する書類	
2-5	工事施行者の能力に関する書類	
3	登記事項証明書	
4	公共施設管理との協議をした旨の書面	
5-1	関係権利者の同意を証する書面	
5-2	本人確認書類	
6-1	隣接地土地所有者・建物所有者の同意を証する書面	
6-2	本人確認書類	
7	設計者の資格に関する申告書	
8	承認工事許可書	
9	周知措置報告書	
10	その他、区長が必要と認めた書類	

盛土規制法許可申請図書目次（図面）

図面番号	図 面 名	摘 要
1	位置図	
2	公図の写し	
3	現況図・地形図	
4	求積図	
5	土地の平面図	
6	土地の断面図	
7－1	排水施設の平面図	
7－2	排水計算書	
8	崖の断面図	
9－1	擁壁の断面図	
9－2	擁壁の展開図・背面図	
9－3	杭・地盤改良平面図（使用する場合のみ）	
9－4	杭・地盤改良断面図（使用する場合のみ）	
10－1	擁壁の構造計算書（義務擁壁がある場合のみ）	
10－2	地盤調査報告書（義務擁壁がある場合のみ）	
10－3	杭・地盤改良計算書（使用する場合のみ）	
11	斜面の安定計算書（該当する部分がある場合のみ）	
12	崖面崩壊防止施設の断面図（設置する場合のみ）	
13	崖面崩壊防止施設の背面図（設置する場合のみ）	
14	現況写真	
15	その他、区長が必要と認めた図書	
16	盛土規制法調書	